鳥取市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成３０年１２月２８日

鳥取市長　深　澤　義　彦

鳥取市条例第６３号

鳥取市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鳥取市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成３０年鳥取市条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第３３条第３項中「並びに臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和３３年厚生省令第２４号）第１２条」を「、臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和３３年厚生省令第２４号）第１２条並びに臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成１８年厚生労働省令第７５号）附則第２条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則（昭和３３年厚生省令第２４号）第１２条」に、「読み替えるものとする」を「、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第２条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第１２条第１項中「法第２０条の３第２項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「鳥取市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例第３３条第３項第１号の規

定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と読み替えるものとする」に改める。

附　則

この条例は、平成３１年１月１日から施行する。